

審査実施要領

1, 選考方法

選考は一次審査で事務局により書類審査を実施する。その結果をもって、二次審査を実施する。

二次審査は、一次審査分を含め、審査員一人500点満点とし、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各審査委員が採点した点数について、審査委員の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出(小数点以下四捨五入)する。

なお、同じ最高点、最低点をつけた審査委員が複数ある場合は、それぞれ1人分の点数を除くものとする。

また、平均点が6割(300点)以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

2, 審査項目

- | | | |
|-----------------------------|---|------------------|
| (1) 基準点 100/500点 | } | 一次審査(事務局により審査) |
| (2) 価格評価 100/500点 | | |
| (3) 企画提案の内容・実施体制 270/500点 | } | 二次審査(審査委員会により審査) |
| (4) プレゼンテーション・ヒアリング 30/500点 | | |

3, 一次審査(配点:200点)

審査は真庭あぐりネットワーク協議会事務局において、以下のとおり書類審査を行い、選定する。

(1)基準点(100点)

①, 評価対象:【別紙】機能要件確認書

②, 評価方法:提案CMSの機能要件の対応状況を事務局が採点する。

- ・「空白(必須)」項目に◎:該当1項目につき 3点
- ・「空白(必須)」項目に○:該当1項目につき 2点
- ・「空白(必須)」項目に×:該当がある場合は 失格
- ・「推奨」の項目に◎:該当1項目につき、加点 3点
- ・「推奨」の項目に○:該当1項目につき、加点 1点
- ・「推奨」の項目に×:該当1項目につき、加点 なし

③, 採点方法

採点は次のとおり計算し、算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

「価格点=100点×(点数÷240)」

(2) 価格点 構築費用(50 点)

①, 評価対象:【様式6】費用見積書(構築費用)

②, 評価方法:・費用見積書を事務局が採点する。

・採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、
その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

「価格点 = 50点 × (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2)」

※1:全提案者中最も低い見積価格

※2:当該提案者の見積価格

(4) 価格点 保守費用(50 点)

①, 評価対象:【様式7】費用見積書(保守費用)

②, 評価方法:・費用見積書を事務局が採点する。

・採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、
その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

「価格点 = 50点 × (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2)」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

3, 二次審査(配点:300 点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

(1) 企画提案・プレゼンテーション評価点(300 点)

①, 評価対象:プレゼンテーション及び質疑応答

②, 評価方法:審査会において各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査
評価し、その平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)の内容

①, 日時:2026年7月1日を予定している(別途通知)

②, 場所:真庭市役所(別途通知)

③, 出席者:1提案者4名以内(プロジェクトリーダーは必ず出席すること)

④, 実施時間:1提案者40分以内(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)

⑤, プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ システム特徴的な機能について、施設スタッフ、生産者向けのデモンストレーションを行うこと。特に以下の項目について必ず説明すること。
 - 当協議会の運営形態を踏まえた提案の基本コンセプト、システム概要

審査実施要領

- 保守・運用サポート
- 導入スケジュール
- その他、売上向上、生産者支援や地域活性化につながる提案、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

⑥, プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦, その他

- ・プロジェクター、スクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4, 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1)提案者が1社の場合の取り扱い

- ①, 平均点が6割(300点)以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2)一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- ①, 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- ②, 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- ③, 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- ④, 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。